2月定例総会議事録

1 日 時 平成31年2月26日(木) 午後1時30分~

2 場 所 保健福祉センター 3階 市民交流室

3 議 題 別紙のとおり

4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下靜江 塩原 正

古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝靜夫 塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山﨑憲一 赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄

神戸 博 橋戸 勝

5 欠席委員 なし

6 事務局員 米窪局長 溝口補佐 原主任 中澤主事

7 協議内容

(1) 開 会 二木会長代理

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号14番の塚原一郎 委員と15番の三村明一委員でお願いします。
- ① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

 塩尻地区
 全1件 承認
 片丘地区
 全2件 承認

 広丘・高出・吉田地区
 全4件 承認
 洗馬地区
 全9件 承認

 宗賀・楢川地区
 北小野地区

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇の畑、面積1,849 m²を広丘吉田〇〇〇の〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約 ということで申請がありました。後作につきましては〇〇〇さんが耕作する予定となっています。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原○○○にお住まいの○○○さんが所有します広丘郷原○○○の畑、 面積1,137㎡を広丘高出○○○の○○○さんが借りて耕作していましたが当事 者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作する予定 です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 洗馬○○○にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○の畑、面積9,680 ㎡を洗馬○○○にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- · 委員 (全員举手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘○○○にお住まいの○○○さんが所有します片丘○○○の畑、外1筆、合計面積2,481㎡を片丘○○○にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬○○○にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○の畑、面積1,399 ㎡を洗馬○○○にお住いの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意 解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作する予定です。 地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を広丘地区でお願いします。 (古田委員 退室)
- ・竹下委員 広丘郷原○○○にお住まいの○○○さんが所有します広丘郷原○○○の田、 面積1,983㎡を広丘吉田○○○にお住いの○○○さんが借りて耕作していまし たが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作 する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いしま す。
- ・塩原議長 この農地は、昨年そば栽培を行った農地で、利用される方が見つかったので

解約となるものです。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

(古田委員 入室)

- ・塩原議長 続いて7番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、外6筆、合計面積49,149㎡を洗馬〇〇〇の〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇が耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて8番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬○○○にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○の畑、面積1,310 m²を洗馬○○○の○○○が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。この畑は山際で日当たりもあまり良くないので、今現在は借り手がおりませんので、自己管理をお願いしてあります。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて9番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 広丘高出○○○にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○の田、面積 769㎡を洗馬○○○の○○○が借りて耕作していましたが当事者合意解約とい うことで申請がありました。後作は洗馬地区にお住いの○○○さんが耕作する 予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて10番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 洗馬○○○にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○の田、外2筆、合計面積3,334㎡を洗馬○○○の○○○が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は先ほどの○○○さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて11番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、外4筆、合計面積9,188㎡を洗馬〇〇〇の〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇が耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて12番を洗馬地区でお願いします。
- ・北澤委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、面積1,598 m²を洗馬〇〇〇の〇〇〇が借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は自己管理をお願いしてあります。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 この○○○という会社は、何をやっている会社ですか。
- ・北澤委員 ほぼ、ドライフラワーです。約30年ぐらいになると思いますが、このほど 会社を解散するということです。担い手育成事業で、そこで働いていた〇〇〇 さんが、いずれ引き継ぐことになると思われます。
- ・塩原議長 借りた農地で花を栽培していたのですか。
- ・北澤委員 ほぼ花ですが、米を作っているところもありました。
- ・塩原議長 自己管理部分については、洗馬地区で監視をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて13番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田○○○にお住まいの○○○さんが所有します広丘吉田○○○の田、外1筆、合計面積3,235㎡を広丘吉田○○○の○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○へ売却予定となっています。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて14番を広丘地区でお願いします。

- ・竹下委員 広丘郷原○○○にお住まいの○○○さんが所有します広丘郷原○○○の田、外2筆、合計面積3,312㎡を広丘郷原○○○にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は○○○さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- · 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて15番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 松本市大字今井○○○にお住まいの○○○さんが所有します洗馬○○○の畑、面積1,697㎡を松本市大字今井○○○にお住まいの○○○さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は研修生の○○さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員举手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて16番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します下西条〇〇〇の田、面積 3,148㎡を宗賀〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事 者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- · 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

 塩尻地区
 片丘地区

 広丘・高出・吉田地区 全3件 承認
 洗馬地区

 宗賀・楢川地区
 北小野地区

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・長尾委員 広丘高出〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘高出〇〇〇の畑、945 ㎡の内、900.04㎡及び広丘高出〇〇〇の畑、876㎡を駐車場及び資材置き場とするため農振除外をするものです。農地区分は、高出支所から300m以内に位置する第3種農地であり、農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。

- ・長尾委員 こちらは追認案件となりますが、同じく広丘高出〇〇〇にお住まいの〇〇〇 さんが所有する広丘高出〇〇〇の畑、945㎡の内、44.96㎡を一般住宅用地として農振除外をするものです。農地区分は、高出支所から300m以内に位置する第3種農地であり、農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 承認につきましては、1件ずつ取ります。
- ・塩原議長 1番案件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ・塩原議長 2番案件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

 塩尻地区
 片丘地区

 広丘・高出・吉田地区
 洗馬地区

 宗賀・楢川地区
 全3件 承認
 北小野地区

- ・塩原議長 1番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 埼玉県上尾市大字南〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑、 面積990㎡を、松本市高宮中〇〇〇にお住いの〇〇〇さん、〇〇〇さんが空き家 に付随した農地の所有権移転ということで申請がありました。地区会としては 可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員举手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を宗賀地区でお願いします。
- ・上條委員 広丘郷原○○○にお住まいの○○○さんが所有します宗賀○○○の畑、面積 404㎡を宗賀○○○にお住いの○○○さんが経営規模拡大のための所有権移転 ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご 意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を宗賀地区でお願いします。

- ・山﨑委員 宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します宗賀〇〇〇の田、面積101㎡を洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ④ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

 塩尻地区
 全2件 承認
 片丘地区

 広丘・高出・吉田地区
 全3件 承認
 洗馬地区

 宗賀・楢川地区
 北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 桟敷○○○にお住まいの○○○さんが所有する○○○の田、面積604㎡を、広 丘高出○○○にお住まいの○○○さんに所有権を移転し、除雪車・庭石置場と して農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲 種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さないため、消極的第2種農 地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満 たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原○○○にお住まいの○○○さんが所有する広丘郷原○○○の畑、外1 筆、合計面積479㎡を、長野市丹波島2丁目○○○にお住まいの○○○さん、○ ○○さんに使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この 農地は市街化調整区域で、農振除外済みです。農地区分は、第1種農地であり、 原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周 辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地 区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 桟敷○○○にお住まいの○○○さんが所有する桟敷○○○の畑、外1筆、合計 面積198㎡を、広丘吉田○○○にお住まいの○○○さんに使用貸借権を設定し、

住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、塩尻インターチェンジ入り口から、おおむね300メートル以内の第3種農地となるため、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘野村○○○にお住まいの○○○さんが所有する広丘野村○○○の田、外1 筆、合計面積3,706㎡の内3,432㎡を、松本市中央4丁目○○○の○○○さんに 賃貸借権を設定し、○○○工事に伴う駐車場用地として、平成32年5月31 日まで一時転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、 農振農用地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を 満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員举手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石○○○にお住まいの○○○さんが所有する広丘堅石○○○の畑、面積504㎡を、松本市高宮中○○○にお住まいの○○○さんに使用貸借権を設定し、住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域で、農振除外済みです。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- ⑤ 議案第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

 塩尻地区
 全5件 承認
 片丘地区

 広丘・高出・吉田地区
 洗馬地区
 全1件 承認

 宗賀・楢川地区
 北小野地区
 全1件 承認

【報告】 事務局 溝口補佐 3条届出 7件 報告。

・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

議案第6号 農地法第4条の規定による届け出について 塩尻地区 全1件 承認 片丘地区 広丘・高出・吉田地区 全1件 承認 洗馬地区 宗賀・楢川地区 北小野地区 【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出 2件 報告。 ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。 7 議案第7号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について 塩尻地区 全1件 承認 片丘地区 広丘・高出・吉田地区 洗馬地区 宗賀・楢川地区 北小野地区 【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出(農業用施設) 1件 報告。 ・塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。 議案第8号 農地法第5条の規定による届け出について (8) 全1件 承認 片丘地区 広丘・高出・吉田地区 全6件 承認 洗馬地区 北小野地区 宗賀・楢川地区 【報告】 事務局 溝口補佐 5条届出 7件 報告。 ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。 (9)議案第9号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について 全1件 承認 片丘地区 塩尻地区 <u>広丘・高出・吉田地区 全3件 承認</u> <u>洗馬地区</u> 全3件 承認 宗賀·楢川地区 <u>北小野地区</u> <u>北小野地区</u> ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。 ・北澤委員 ○○○が所有します、洗馬○○○の畑、外2筆、合計面積7,852m2を自作地売 買、保有合理化促進事業で洗馬○○○にお住いの○○○さんに所有権移転する ものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。 ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。 ・委員 (「異議なし」の声) ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。 委員 (全員举手) ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。 ・酒井委員 ○○○が所有します、洗馬○○○の畑、外1筆、合計面積9,389㎡を自作地売 買、保有合理化促進事業で松本市大字今井○○○にお住いの○○○さんに所有 権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いし ます。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)

- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 ○○○が所有します、下西条○○○の田、面積848㎡を自作地売買、保有合理 化促進事業で下西条○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。 地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。4番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 洗馬○○○にお住いの○○○さんが所有します広丘野村○○○の田、面積839 m²を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ·委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。5番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します 洗馬〇〇〇の畑、面積1,371㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所 有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員 (全員举手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。6番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 広丘堅石〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します広丘野村〇〇〇の田、面積822㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。 地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。7番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します広丘吉田〇〇〇の田、外1 筆、合計面積3,235㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転 するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長本件は承認されました。
- ⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

塩尻地区	全23件	承認	上 片丘地区	全18件 承認
広丘・高出・吉田地区	全42件	承認	洗馬地区	全28件 承認
宗賀・楢川地区	全11件	承認	北小野地区	全21件 承認

(二木委員、三村委員、山﨑委員 退室)

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- 百瀬委員 塩尻地区面積 50,635 ㎡ 筆数 30 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積 45,024 ㎡ 24 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積 132, 145 m² 筆数 77 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積 99,169 m 筆数 42 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区面積36,302 ㎡筆数23 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積 41,905 ㎡筆数 26 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 総合計 405, 180 ㎡筆数 222 となっています。
- ・塩原議長 続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- · 事務局原 (10 件 19 筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- 農業委員 (全員举手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

(二木委員、三村委員、山﨑委員 入室)

	鱼 塩尻市農業経営改善計画認定	(認定典業者) にへいて	
	l) 塩尻巾農業経宮改善計画認正		(島)() (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
л.	9 鱼儿儿食未胜者以昔可幽心化	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	
			(農政課 倉科主事)

温历地区	<u> </u>	至1件 承認	
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区	全1件 承認	
宗賀・楢川地区	北小野地区	全1件 承認	

塩尻市青年等就農計画認定(認定新規就農者)について(農政課 倉科主事)

 塩尻地区
 片丘地区
 全1件
 承認

 広丘・高出・吉田地区
 洗馬地区

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・ 倉科主事 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・古田委員 合同会社の〇〇〇さんは、なぜ、青年等収納計画認定の申請を出したのですが。また、合同会社というのは、どのようなものですか。
- ・倉科主事 〇〇〇さんにつきましては、国の機械の補助金である経営体育成事業において認定新規就農者になっているとポイントが加算され、採択されやすくなるのが1点ございます。認定新規就農者が借りられる青年等就農資金の上限3700万が無利子で借りられるということで、二つの資金を使い機械等の導入に充てたいと言うことで、今回の申請となりました。実績では認定農業者になれますが、会社設立後、就農年数が5年未満と言うことで、認定新規就農者として無利子の資金等を活用しながら、今後認定農業者へとステップアップしていただければと思い、こちらの取得を目指しています。合同会社については、後程資料を提出したいと思います。
- ・塩原議長 ほかに、ありますか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- 農業委員 (全員举手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。
- (4) その他事項
- ①松本農業改良普及センター
- ②加算額の支給に関する要綱について (米窪局長)
- ③「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について(溝口局長補佐)
- ④その他
 - ・農地と財産放棄について
 - 三村委員 相続に関連して、県の開発公社を通じてワイン業者が入ってきている実情が あるが、どの業者がどの地域に広がっているか、地元以外だとわからないので、 それがわかる資料を用意してほしい。

原主任業者ごとに色分けした資料を用意したいと思います。

- ・地方公務員と選挙運動について
- グリーンしおじりの発行について
- (5) 閉 会 二木会長代理

平成31年2月26日 議事録署名人

会長	
芝庄 1 <i>4</i> 妥	臼
議席14番 塚原委員	——————————————————————————————————————
議席 1 5 番 三村委員	